

## 5 児童養護施設等

### (1) 川崎市中央児童相談所一時保護所

#### ア 理念

##### [提言]

- 1 入所時に子どもに渡す「しおり」の中に子どもの権利をより明確に表現すること。
- 2 子どものプライバシー保護や個人情報保護について、子どもの権利の視点から一時保護所運営要領の中に明確に記述すること。
- 3 職員による子どもに対する人権侵害の発生を予防するため、体罰禁止・虐待禁止を一時保護所運営要領で明文化するとともに、研修を行うこと。

#### 現状と成果

事業概要及び一時保護所運営要領の中で子どもの居場所の理念の周知を図っている。

#### 課題

入所時に子どもに渡す「しおり」の中に子どもの権利を明確に表現するとともに、子どものプライバシー保護や個人情報保護については、子どもの権利として一時保護所の処遇方針に明確に記述する必要がある。

また、職員による子どもに対する人権侵害を防止するため、体罰禁止・虐待禁止を明文化し、このことについての研修を行う必要がある。

さらに、子どもの権利の具体的な内容や子どもの権利条例に定められている人権オンブズパーソン制度について、入所時に渡す「しおり」に具体的に記載するなど啓発方法をさらに工夫する必要がある。

## イ 人的な側面

### [提言]

一人ひとりの子どもに目を向けた処遇ができるよう、生活集団を小規模化するとともに、職員の子どもへのかかわり方等について、その専門性を向上させるための研修の充実やスーパーバイズ体制の充実等による職員の資質の向上に向けた改善策を更に検討すること。

### 現状と成果

職員配置については、子どもが安心して相談や話ができるよう、また、緊急入所に対応ができるように男女の職員を組み合わせで配置し、宿直も男女を組み合わせ、正規職員、非常勤及びアルバイトの3人体制で行っている。

研修については、所内で子どもの人権研修を実施するとともに外部の子どもの人権研修にも参加しており、また、面接技術の訓練により、子どもが入所する際の面接技術が向上した。

### 課題

子どもにとって安心できる居場所であるためには、職員が子どもの話を受け止めて適切に支援することは重要な要素であることから、職員定数や緊急対応などの事情もあろうが、個々の子どもたちの話を落ち着いて聴くことができるよう体制を工夫するとともに、個々の子どもの気持ちの受止め方や支援についての職員研修、職員へのスーパーバイズを充実させる必要がある。

## ウ 物的な側面

### [提言]

- 1 一人になって落ち着いて考えたり学習したりすることができる時間やスペースを設けるなど年長の子どもが落ち着いて過ごせる環境の確保に努めること。
- 2 様々な理由により入所している子どもが同一空間にいるような混合処遇を、子どもの居場所の理念に配慮して、施設の改善や一時保護所の増設等により解決すること。

### 現状と成果

新たに学習棟を設け集中して学習できるようにするとともに、幼児室を設ける、入所理由により居室を分けるなど、個々の子どもたちが安心して生活できるよう工夫している。

### 課題

低学年との共同生活の煩わしさや男女の居室が同じフロアにあり仕切りがないなど、年長の子どもが落ち着いて生活できる環境としては不十分であるため、年長の子どもが生活上のストレスを軽減できるよう、居室のスペースや生活方法について改善する必要がある。

中長期的課題としては、個々の子どもが置かれている状況に応じた生活空間が必要であり、具体的には、虐待や問題行動など様々な理由により入所している子どもが同一空間にいるような混合処遇を、施設の改善や一時保護所の増設等により解決する必要がある。

## エ その他

### [提言]

- 1 特に年長の子どもが、個別の希望に応じて自習ができるようにするなど学習棟のきめ細かい活用を図ること。
- 2 元の在籍校との連携を図りその子どもに適した学習内容を保障するなど、学習機会の実質的な保障をはかること。
- 3 学習指導員による指導については、個々の子どもの理解や関心に応じて授業回数を増やすなど、きめ細かく学習を行える体制について検討すること。
- 4 一時保護所における子どもからの苦情等に対応するために、児童相談所関係者以外の第三者を含めた苦情解決の仕組みの整備に向けて検討すること。
- 5 入所している子どもに、川崎市人権オンブズパーソンに関する情報を提供し、その存在を周知すること。

### 現状と成果

措置された子どもの状況により居室を分け、二重の人権侵害にならないように配慮しており、いじめ等については保護所全体で防止に努めている。

不満や苦情にはできるだけ対応するようにしており、入所児童の処遇については、一時保護所全体での検討、スーパーバイザーからの支援、保護所及び児童相談所全体と所管課との協議などで対応している。

2名の学習専門指導員が子どもの学習指導にあたっており、学習棟の設置、子どもの個別の希望により就寝時間を緩和しての学習時間の保障など学習権の保障がなされている。

### 課題

学習指導員による指導については、現職教員の配置に努めると共に、個々の子どもの理解や関心に応じて授業回数を増やすなどきめ細かく行われる必要があり、さらに、年長の子どもが学校での試験準備や受験準備に専念できるよう、また、年長の子どもの中には学習の遅れを心配する子どももいることなども考慮しつつ、学習棟の活用を図る必要がある。

また、一時保護所における子どもからの苦情等に対応するために、児童相談所関係者以外の第三者を含めた苦情解決の仕組みを整備する必要がある。